

1. 1 建築計画の要点

高齢者や障害者等の利用を考慮した最低水準としての使いやすさからより快適な水準へ

①連続的な移動動線を計画する

- ・道路、敷地内通路から目的となる所要室まで安全に移動できることがすべての基本である。この移動動線用途により重点的に整備すべき箇所が異なると考えられる。例えば、レストランであれば、食事スペースから便所まで、スポーツ観戦施設では客席まで、劇場、ホテルでは客席の他に楽屋、ステージへの上下移動も対象となる。ホテルや旅館では各客室、あるいは共同浴場までの円滑な利用が必要である。

②利用時の安全計画を徹底する

- ・段差を設ける場合の適切な措置、利用時の転落事故や突起物による衝突防止等を図る。
- ・代替移動手段があり、あるいは機能上特段の問題が生じない場合を除き不用意な段は設けない。

③適切な寸法を計画する

- ・利用者のニーズ把握によって得られた各種動作寸法、車いす使用者等の方向転換寸法、開口部やスイッチ類の高さ、サインの位置等について検討を行い、利用時における適切な空間寸法を計画する。

④経済性、柔軟性、及び効率性に留意する

- ・高齢者や障害者等に特別に対応するのでなく、利用者が共通に利用できる空間や設備を計画することは、建設コストの軽減、空間の効率的な使用にも繋がる。
- ・車いす使用者用駐車場を相当数確保したり、男女別の多機能便房を配置したり、少し広めの便房を数多く設置したり、あるいは隣接又は併設する建築物内のサインを統一するなど利用しやすさの検討を適切に行い、利用時の効率性に配慮する。集会施設や劇場等では、可動客席や取り外し可能な客席等を適宜配置して利用者の増減に適切に対応することも求められる。

⑤操作性と認知性を確保する

- ・基本は建築物全体のわかりやすさであるが、児童や高齢者、あるいは視覚障害者や上肢障害者にも利用しやすく分かりやすい形状のスイッチ、戸の把手等に留意する。
- ・建築物のサイン計画等については、知的障害者、外国人へのわかりやすさも含めて求められる。

⑥利用特性に応じた人的配置を計画する

- ・利用上、立地上どうしても人的な支援が必要な場面、例えば視覚障害者への誘導案内、聴覚障害者への手話通訳、知的障害者への適切な誘導、すべての施設利用者に共通な緊急時の介助、誘導體制等を検討しておくことが望まれる。